

# 呉市オープンデータの推進に関する指針

本指針は、本市が所有する公的データをオープンデータとして、市民（法人その他の団体を含む。以下同じ。）に公開することで市政の透明性及び信頼性の向上，市民生活の利便性の向上，市民協働の推進と地域の課題解決，企業活動の活性化等を図るため，本市がオープンデータを推進する際の基本的な考え方や取り組みの方向性を示すものである。

## 第1部 オープンデータ推進の基本的な考え方

### 1. 用語の定義

- (1) データ…電子化された情報
- (2) 機械判読…コンピュータによってデータを自動的に読み取り，再利用できること。
- (3) 二次利用…元データを引用，転載，コピーするなどして利用すること。
- (4) オープンデータ…機会判読が可能な形式として作成され，二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ

### 2. オープンデータを推進する意義

- (1) 市政の透明性及び信頼性の向上  
本市が所有する情報をオープンデータとして公開することにより，市民が容易にデータを入手することが可能となり，市政の透明性の向上を図ることができる。
- (2) 市民生活の利便性の向上  
オープンデータの活用が活発化することで，市民の利便性を向上させる発想やサービス，アプリが生まれる機会を増やすことができる。
- (3) 市民協働の推進と地域の課題解決  
オープンデータの利用が拡大することで，新たなサービスやアプリが創出され，市政への関心が高まり，市民協働が促進される。
- (4) 企業活動の活性化  
企業が今まで利用することができなかった公的データを編集，加工，分析等行うことで観光，防災，子育て等様々な分野で新たなサービスやアプリが創出され，企業活動が活性化される。
- (5) 行政業務の改善・課題解決  
本市の各部署が所有する情報を開放することで，庁内で横断的にデータの利用が可能となり，職員が他部署のデータを活用することで業務改善や課題解決が容易になる。

### 3. 推進のための基本原則

- (1) 本市が所有する情報は，法令，条例等による制限があるものを除き，積極的にオープンデータとして公開する。
- (2) できる限り機械判読が可能，かつ二次利用が容易な形式で公開する。
- (3) 営利目的又は非営利目的を問わず活用を促進する。

- (4) 取り組み可能なデータから速やかに着手し、公開する。
- (5) 費用対効果について十分に考慮し、効率的に取り組みを進める。

#### 4. 本指針の改訂

本指針の内容は、今後の国における検討及び技術の進展等を踏まえ、随時改訂していくものとする。

### 第2部 取組の方向性

#### 1. 公開対象

- (1) 本市ホームページで公開しているデータについては、原則としてオープンデータ化の対象とする。
- (2) 以下に掲げるデータについては重点的にオープンデータ化を進める。
  - ア 防災や減災に関する情報
  - イ 統計情報
  - ウ 施設の位置情報及び観光情報
- (3) 本市ホームページで公開していないデータについては、市民ニーズを考慮した上で、可能なものから順次オープンデータとして公開するものとする。ただし、以下に該当するデータはこの限りではない。
  - ア 個人情報・機密情報が含まれているデータ
  - イ 第三者の権利が含まれているデータ
  - ウ 個別法の規定により二次利用が制限されているデータ

#### 2. 公開内容

- (1) オープンデータとして公開したデータ内容に変更等があった場合は、適時最新のデータを更新するものとする。
- (2) オープンデータは、二次利用しやすいデータ構造及び形式で公開するものとする。

#### 3. 公開方法及び公開基盤

オープンデータは、本市ホームページに掲載することにより公開するものとする。また、データカタログサイト<sup>\*1</sup>導入等の効率的なデータ管理運用についても研究し、必要に応じて採用する。

### 第3部 オープンデータのルール

#### 1. 機械判読に適したデータによる公開

オープンデータ化するデータについては、コンピュータで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮したデータの構造（タグの付け方、表の形式等）とするよう努める。

また、可能なものから、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（例：CSV<sup>\*2</sup>等）又はより高度な利用が可能なデータ形式（例：RDF<sup>\*3</sup>等）での公開へと順次拡大していく。

ただし、当該データ形式で公開できない場合は、当分の間、次の事項に留意した公開に努める。

- (1) 表計算ソフトやデータベースソフトで作成したデータは、CSV形式で提供する。
- (2) 文書形式や表形式等オフィスソフトで作成するデータは、PDF<sup>\*4</sup>形式のみでの公開は行わな

い。

## 2. 二次利用の原則

オープンデータとして公開した情報は、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き、二次利用を認めることを原則とする。

情報の二次利用については、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンス<sup>※5</sup>を使用し、どのような条件で利用を認めるかを明示する。

なお、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の範囲内で、可能な限り二次利用を認めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおける「CC-BY<sup>※6</sup>」となるよう検討し、著作権及び個別法の規定以外の理由により利用を制限する場合には、その理由を併せて表示することとする。

また、著作物とならない情報については、著作権の保護対象外であり二次利用の制限はないことを明示する。

## 3. 個人・法人・団体等から取得した情報の取り扱い

本市が所有する情報のうち個人・法人・団体等から取得した情報をオープンデータ化する場合に、当該情報のオープンデータ化が当該情報提供者又は第三者の利害に影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、その可否並びに範囲及び利用条件などの特定に当たり、必要に応じて当該情報提供者等の意見を聴き、合意を得るよう努めるものとする。

ただし、本市が公開することが適当でないと判断したものについては、情報を提供した者の判断に関わらず、その公開の範囲や利用条件を制限することができるものとする。

## 4. 二次利用のために必要な情報及び免責事項の表示

- (1) 本市は、オープンデータを公開する上で、情報の時点や作成日、作成方法など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供し、注意 事項及び前提となる条件などを掲示する。
- (2) オープンデータとして公開するデータは完全性等を保証するものではない。
- (3) 事前予告せず、データを訂正、削除、掲載停止する場合がある。
- (4) オープンデータとして公開した情報を二次利用した者が作成した情報により第三者が損害を被った場合、本市はその責は負わない旨を明示する。

## 第4部 活用促進のための取組

### 1. 利活用推進のための支援

民間から利活用の提案等があった場合には、対象データの所管課等において、公開の可否を検討した上で、できる限り当該要望を踏まえた取り組みを進める。

### 2. 活用サービス等の紹介

市民が本市のオープンデータを活用したアイデアやアプリ等を創出した場合は、市のホームページで積極的に紹介する。

### 3. 民間との協働による推進

市民、企業、団体等のニーズを把握するための機会を設け、公開可能な情報は積極的に公開することで民間との協働による推進を図る。

### 4. 職員によるオープンデータの活用

職員自らが積極的にオープンデータを活用して業務改善や課題解決に取り組むとともに、業務に活用できるオープンデータの拡充を提案する。

#### 【用語解説】

#### ※1 データカタログサイト

所有している情報をオープンデータとして利用する場を提供するサイト。

#### ※2 CSV

Comma Separated Values の略。各項目をカンマ (,) で区切るテキスト形式のファイルで、汎用性が高い。

#### ※3 RDF

Resource Description Framework の略。データの作成者やタイトル、更新日などのデータ自体に関する情報を記述する言語。効率的にデータの管理や検索等が行える。

#### ※4 PDF

Portable Document Format の略。異なる環境でも元のレイアウト通りに表示・印刷できる電子文書のフォーマットで閲覧には適しているが、データの加工等が難しく、二次利用に向かない。

#### ※5 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CCライセンス）

インターネット時代における新しい著作権のルールで、著作物の再利用についての条件などに関する意思表示を手軽に行えるようにするために、国際的非営利組織であるクリエイティブ・コモンズが提供するライセンスの一つ。

#### ※6 CC-BY

クリエイティブ・コモンズによるライセンス表記の一つで、原作者のクレジット（氏名、タイトル、URLなど）を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができる。

※クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの種類と概要

表示イメージ	名称	利用条件		
		出典表示	商業利用	改変
	CC-BY	必須	許可	許可
	CC-BY-SA	必須	許可	許可するが, 改変した場合は元の著作物とおなじCCライセンスで公開すること。
	CC-BY-NC	必須	許可しない	許可
	CC-BY-NC-SA	必須	許可しない	許可するが, 改変した場合は元の著作物とおなじCCライセンスで公開すること。
	CC-BY-NC-ND	必須	許可しない	許可しない